

剰余金の翌事業年度への繰越に係る知事の承認について

事務局において、下記の方針により内容の確認を行った結果、法人の処分案のとおりとすることが妥当と認められ、知事による剰余金の翌事業年度への繰越し承認に当たって、評価委員会としては「法人の処分案のとおり承認することに異議はない」との意見を述べることが適当と判断される。

1 確認の方針

知事による剰余金の翌事業年度の繰越承認については、中期計画において記載された教育研究に係る当該事業年度に行うべき事業を行ったことを立証することをもって、経営努力に係る説明責任を果たしたとする取扱いとしている。(平成18年度評価委員会にて決定)

区分	具体的な内容	剰余金処分の取扱い
① 行うべき事業を行った場合	中期計画に記載された学部、修士、博士の各課程における各学生収容定員を在籍者が充足している場合	中期計画であらかじめ定めてある「剰余金の使途」に翌年度以降充てることができる積立金(以下「目的積立金」という。)として処分
② 行うべき事業を行わなかった場合	学生収容定員に対し、在籍者が90%を下回った場合	次により算定した額を積立金として整理(中期目標終了時に残余の額がある場合は、県に納付) 【算定式】 (学生収容定員－在籍者数)×学生経費(※) ※ 法人化前の予算要求に用いていた「学生経費」を準用

2 確認内容

「平成26事業年度に係る業務の実績に関する報告書」により、大学院の学生収容定員において、充足率90%を満たしていないことを確認し、行うべき事業を行わなかったと判断される。

	計画(定員)	実績	充足率	備考
四大	1,840人	2,010人	109.2%	・H25充足率 107.5%
大学院	239人	169人	70.7%	・" 72.8%
短大(盛岡)	200人	229人	114.5%	・" 116.0%
"(宮古)	200人	223人	111.5%	・" 106.5%

【参考1】平成26年度に積立金として整理する額(県納付額)

研究科	学生経費(円) (単価)	定員未達人員(人) (定員-在籍者数)	県納付額(円)
看護学研究科博士前期	147,675	12	1,772,100
看護学研究科博士後期	210,975	3	632,925
社会福祉学研究科博士前期	80,100	6	480,600
ソフトウェア情報学研究科博士後期	210,975	17	3,586,575
総合政策研究科博士前期	80,100	26	2,082,600
総合政策研究科博士後期	114,750	11	1,262,250
合計			9,817,050

【参考2】平成 26 事業年度の利益の処分に関する書類(案)

(単位:百万円)

	H26 (案)	内 容
当期剰余金 (積立金)	340 (9)	・次期繰越金的なもの(欠損の補てん以外取崩し不可) 定員未達分の積立金: 9.8 百万円
(目的積立金)	(331)	・知事の認可を受け、中期計画に定める使途(教育研究・施設環境充実)への 充当可 ・H26 年度取崩額: 178 百万円(パソコン等機器の更新)

【参考3】地方独立行政法人法上の剰余金の取扱い

- ① 毎事業年度、損益の結果として利益を生じた場合には、まずは、前事業年度から繰り越されている損失を補てんし、それでもなお残余があるときは積立金として積み立てることとしている。
- ② ただし、このルールの例外として、前事業年度から繰り越した損失を補てんした後の残余について、設立団体の長の承認を受けて、中期計画であらかじめ定めてある「剰余金の使途」に翌年度以降充てることができる。

【参考4】県立大学の中期計画に定める剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上並びに組織運営及び施設設備の改善に充てる。

【参考5】地方独立行政法人法(抜粋)

(利益及び損失の処理等)

- 第 40 条 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第 3 項の規定により同項の使途に充てる場合は、この限りでない。
- 2 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。
 - 3 地方独立行政法人は、毎事業年度、第 1 項に規定する残余があるときは、設立団体の長の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を翌事業年度に係る認可中期計画の第 26 条第 2 項第 6 号の剰余金の使途に充てることができる。
 - 4 [略]
 - 5 設立団体の長は、前 2 項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
 - 6～7 [略]